

H30後期 地山の掘削及び土止支保工作業主任者技能講習(免除 E・Fコース)のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 — <http://www.kyousyu.org> —
 千代田区神田美倉町10 喜助新神田ビル3F 34号室 TEL 03-3254-8404
 熊谷教習所 埼玉県熊谷市三ヶ尻 3858-1 TEL 048-532-5781

安全衛生管理体制に関する法令(労働安全衛生法第14条、施行令第6条)により、事業者は、掘削面の高さが2m以上になる地山の掘削の作業、及び、土止め支保工の切りばり及び腹おこしの取付け・取外し等の作業について、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者から、それぞれ主任者を選任し、その者の指揮のもとに作業を行わせなければならぬことが定められております。(労働安全衛生規則第16条、別表第1参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関です。

(登録埼玉第316号、教習機関登録更新予定日：平成33年10月30日)

1. 日程、定員など

実施回	1	2
日程	H30年 12月20日	H31年 3月22日
開催場所	熊谷教習所	熊谷教習所
定員	30名	30名

2. 受講資格

(当該の作業とは、地山の掘削、土止め支保工の切りばり及び腹おこしの取付け・取外しの作業を示します)

- ① 満21才以上で、当該の作業に3年以上従事した経験を有する者。
- ② 満20才以上で、大学、高専、高校、中学において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、卒業後、当該の作業に2年以上従事した経験を有する者。
(* 学科、コースなどでの専攻が証明できる書類が必要です)
- ③ 満20才以上で、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第1条各号いずれかの訓練を修了し、後、当該の作業に2年以上従事した経験を有する者。
(* 該訓練については、添付の講習科目免除一覧をご確認ください。)

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(Eコース条件)

コース	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
免除E	¥11,210(8,640+2,570)	1級2級土木施工管理技術検定合格者

* 受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

* 各コース受講資格の詳細は、WEBサイトで講習科目免除一覧をご確認ください。

4. 講習科目、時間割例など (時間割例は、休憩時間も含まれたものです。)

受付 8:15~8:35

講習科目			時間割例	講習時間	講師氏名
コース	E	F			
作業者に対する教育等に関する知識	○	/	8:45~10:15	1時間30分	原田 一男 柿沼 勇一 安川 基行 北村 雄一
関係法令	○	○	10:30~12:00	1時間30分	原田・柿沼 安川・北村
修了試験	○	○	13:00~14:00	1時間	/

なお、当日の講習は講師都合等により、科目の順序が前後する場合等もございます。ご了承の程、お願い申し上げます。

5. 申込方法

- ① 当協会 WEB サイトより受講予約書を印刷し、必要事項をご記入の上、FAX(048-533-8401)にてお申込みください。受講申込書を郵送いたします。FAX送信ができない場合など、お電話でも受け付けいたします。
- ② 受講申込書に必要事項を記入し、写真(3×4cm)貼付の上、返送してください。なお、受講料は指定口座へ事前にお振込ください。
* 各免除コースのお申込にあたっては、お申込みの際、その旨必ずご連絡ください。
* 受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できません。
ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。
* 開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

6. その他

* 当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会を受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、当協会で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。
* 20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくは熊谷教習所までお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の2ヶ月前までにご連絡下さい)
* その他、各種講習予定、受講手続き等に関するお問い合わせ等がございましたら、どうぞお気軽にお電話ください。
(H29.2.7)

地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 科目免除一覧

受講資格を満たした上で、表の条件に当てはまる方は、特例講習での受講が可能です。

特例講習受講資格		特例による免除科目
A	1. 平成17年法律第108号第1条による改正前の労働安全衛生法(以下、旧法)別表第18第6号に掲げる土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者 2. 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	・作業の方法(土止支保工) ・設備、器具等 ・作業教育
B	旧法別表第18第5号に掲げる地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者	・作業の方法(地山の掘削) ・設備、器具等 ・作業教育
C	1. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第1条2, 4, 7号に掲げる者 1) 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者 2) 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者 3) 53年改正省令附則第2条第1項に規定する専修訓練過程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練過程の養成訓練を含む。)のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者 2. 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	・作業の方法(地山の掘削) ・設備、器具等
D	建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した者(建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第4種から第6種までの種別に該当するものに合格した者を除く。)	・作業の方法(土止支保工) ・設備、器具等

受講資格を満たした上で、表の条件に当てはまる方は、一部科目の受講を免除できます。

一部科目の免除を受けることができる者		免除科目
E	1. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第1条1, 3, 6号に掲げる者 1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科、又は土木系さく井科の訓練を修了した者 2) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧能開法規則」という。)別表3の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科、さく井科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む)を修了した者 3) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科、さく井科の訓練の例により行われる訓練を修了した者、又は旧訓練法第8条第2項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2における訓練科の欄に掲げる建築科、土木科、さく井科の訓練を修了した者 2. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科、さく井科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者 3. 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する土木施工管理技術検定に合格した者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械器具、作業環境等に関する知識
F	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建設科、土木科、さく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	・作業方法に関する知識 ・工事用設備、機械器具、作業環境等に関する知識 ・作業者に関する教育等に関する知識

*地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第1条5号の訓練修了者(建築システム工学科の訓練)は免除ありません。